

アレルギー疾患対策の方向性について（答申）

令和4年11月
川崎市地域医療審議会

はじめに

令和4(2022)年5月6日付け4川健環第123号により、川崎市長から川崎市地域医療審議会(以下「地域医療審議会」という。)に、川崎市の「アレルギー疾患対策の方向性」について諮問がなされ、専門的な審議を行う必要があることから、地域医療審議会保健部会に付議し、6月17日から10月27日までの間、4回にわたり審議を行った。

審議に当たっては、アレルギー疾患対策に係る専門的な立場からの御所見をいただくため、臨時委員として、アレルギー専門医並びにアレルギー疾患関係団体の代表に御参加いただいた。同部会においては、諮問にいたった背景や、川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について事務局から説明を受けるとともに、国の最新動向をはじめ、地方公共団体に求められる今後の展開や、患者の視点からの御意見等を臨時委員から教えていただいた。その上で、国の「アレルギー疾患対策基本法」のほか、令和4(2022)年3月に改正された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」などを踏まえつつ、様々な視点から意見を交わし、問いかけ合い、事務局に追加の情報や説明を求めながら、川崎市におけるアレルギー疾患対策のあるべき姿について審議を重ねてきた。

こうした熟議を経て、「アレルギー疾患対策の方向性」について、保健部会として取りまとめたものを地域医療審議会として承認し、ここに答申する。

なお、本編の「1 背景」及び「2 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況」は、川崎市からの情報提供等であり、「3 アレルギー疾患対策の基本的な考え方」以降が、審議の内容をまとめたものである。

目次

1	背景	1
2	川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況	2
	(1) 相談等	2
	(2) 講演・研修	2
	(3) 対応その他	3
3	アレルギー疾患対策の基本的な考え方	4
	(1) 患者の状態に応じた適切な医療提供体制の整備	4
	(2) 情報提供・相談支援	4
	(3) 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり	4
	(4) 人材育成	4
	(5) 地方公共団体における自主的・主体的な取組	4
4	アレルギー疾患対策の具体的方向性	5
	(1) 患者の状態に応じた適切な医療提供体制の整備	5
	ア 医療提供体制の整備	5
	(ア) 診療連携体制等	5
	(イ) 診療科等の連携	6
	イ 医療従事者の資質向上	6
	ウ 医療機関に関する情報提供	7
	(2) 情報提供・相談支援	8
	ア アレルギー疾患に関する情報提供等	8
	(ア) ウェブサイトを活用した情報提供	8
	(イ) 妊婦・乳幼児の保護者等への情報提供等	8
	(ウ) アレルギー疾患に関する専門医等による講演会等を通じた情報提供	8
	イ 食品表示に関する啓発	9
	ウ 相談事業・相談支援	9
	(ア) 相談事業	9
	(イ) 相談支援	10

(3) 生活の質の維持向上を支援するための環境づくり	11
ア 保育所における食物アレルギーへの対応	11
イ 学校における食物アレルギーへの対応	12
ウ 災害時の対応	12
(ア) 避難所におけるアレルギー疾患対策	12
(イ) 防災部門と保健部門の連携	13
(ウ) 備蓄	13
(エ) 市民への啓発	13
エ 気管支ぜん息に係る医療費助成制度	14
オ QOL（生活の質）の向上と社会生活	15
カ 両立支援	15
(4) 人材育成	16
ア 看護師・保健師・栄養士・助産師等への研修の実施	16
イ 学校・保育所の教職員・保育所職員への研修の実施	16
ウ 保育所以外の児童福祉施設職員への研修の実施	16
エ コメディカルの資格取得の促進	16
オ 救急救命士に対するアドレナリン自己注射薬（エピペン®）研修等の実施	16
(5) 地方公共団体における自主的・主体的な取組	17

資料編

1 諮問文（写）	18
2 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況	19
(1) 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況（概況）	19
(2) 保育所関係	23
(3) 学校関係	31
(4) 災害関係	36
(5) アレルギー疾患医療における連携イメージ	44
(6) 県指定6病院へのアレルギー疾患対策に関するアンケート結果	45
3 川崎市地域医療審議会・保健部会の開催状況	49
4 川崎市地域医療審議会委員名簿	50
5 川崎市地域医療審議会保健部会委員名簿	51

1 背景

川崎市長から地域医療審議会に、川崎市の「アレルギー疾患対策の方向性」について諮問がなされた趣旨に関して、事務局から次のとおり説明があった。

平成27（2015）年、アレルギー疾患対策における「重症化の予防や症状の軽減」「科学的知見に基づく適切な医療体制の整備」「適切な情報入手等のための支援体制の整備」などの一層の充実を図るため、「アレルギー疾患対策基本法」が施行された。この法律に基づき、平成29（2017）年、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定され、総合的なアレルギー疾患対策を推進することとされた。

神奈川県は、同指針に基づき平成30（2018）年「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」を策定し、川崎市も同年、「かわさき保健医療プラン【2018-2023年度】」にアレルギー疾患対策を明記して、取組を進めてきた。

こうした中、策定から5年以内に見直しを行うとされていた国の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が、このたび令和4（2022）年3月に改正されたことを機に、基本法とこの新たな指針に基づき、あらためて川崎市における総合的なアレルギー疾患対策の現状を点検し、あるべき方向に向かって進めていく必要があったことから、川崎市の「アレルギー疾患対策の方向性」について地域医療審議会に諮問することとなった。

2 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況

川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について、事務局から次のとおり情報が提供された。

取組状況について、「対象の年代」と「取組内容（相談等、講演・研修、対応・その他）」に応じて、現時点で整理すると表1のとおりである。

(1) 相談等

未就学児に対しては、母子保健事業における乳幼児健診等の機会を捉えて、発症リスクの高いお子さんを把握し、各区役所で実施しているアレルギー相談に繋げるほか、20歳以上の方を対象に、呼吸器健康相談等を実施している。

(2) 講演・研修

アレルギー疾患の発症や重症化の予防等を目的として、アレルギー疾患を有する方やその保護者等を対象に講演会等を実施するほか、川崎市の看護師、助産師、保健師、栄養士、保育士、養護教諭等の専門職の人材育成を目的とした研修や、市内の医師、薬剤師、その他医療従事者の資質向上を目的とした講演会を実施している。

表1 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について

		対象年齢		取組名称		※当該事業については環境再生 保全機構の助成金により実施	
		未就学児		就学児以降		20歳以上	
				小学生	中学生以降		
相談等	1 育児相談(各区毎月1回)		1 1歳6か月 児健診		1 3歳児健診		
	1 新生児訪問	2 離乳食教室	1 スクリーニング※				
	1 リスク児保健・栄養指導※				3 禁煙相談		
	4 アレルギー相談※(各区毎月1回)				5 呼吸器健康相談※(年20回)		
講演・研修	6 アレルギー予防講演会※(年1回)		7 ぜん息児健康回復教室※(各区年1回)		8 呼吸器疾患予防講演会※(各区年1回)		
	9 気管支ぜん息知識普及講演会(一般対象)※(年3回)		10 保育士キャリアアップ研修(食育・アレルギー)(年4回)		11 食物アレルギー研修会(年1回)		
	12 気管支ぜん息知識普及講演会(専門職対象)※(年7回)						
対応・その他	13 ぜん息児運動教室※(年6回)		14 呼吸機能訓練教室※(年13回)				
	15 ぜん息児キャンプ※(年1回)		16 公立保育所食物アレルギー対応		17 アレルギー疾患を有する児童生徒への対応		
	18 小児ぜん息患者医療費支給事業		19 成人ぜん息患者医療費助成制度				
	20・21 避難所運営(地震災害対策編)・備蓄						
	22・23 受動喫煙防止対策・食品安全推進事業						
	24 健康リビング推進事業						
	25 大気や水などの環境保全(大気・水環境計画)						

出典：令和4年度 第2回川崎市地域医療審議会保健部会資料

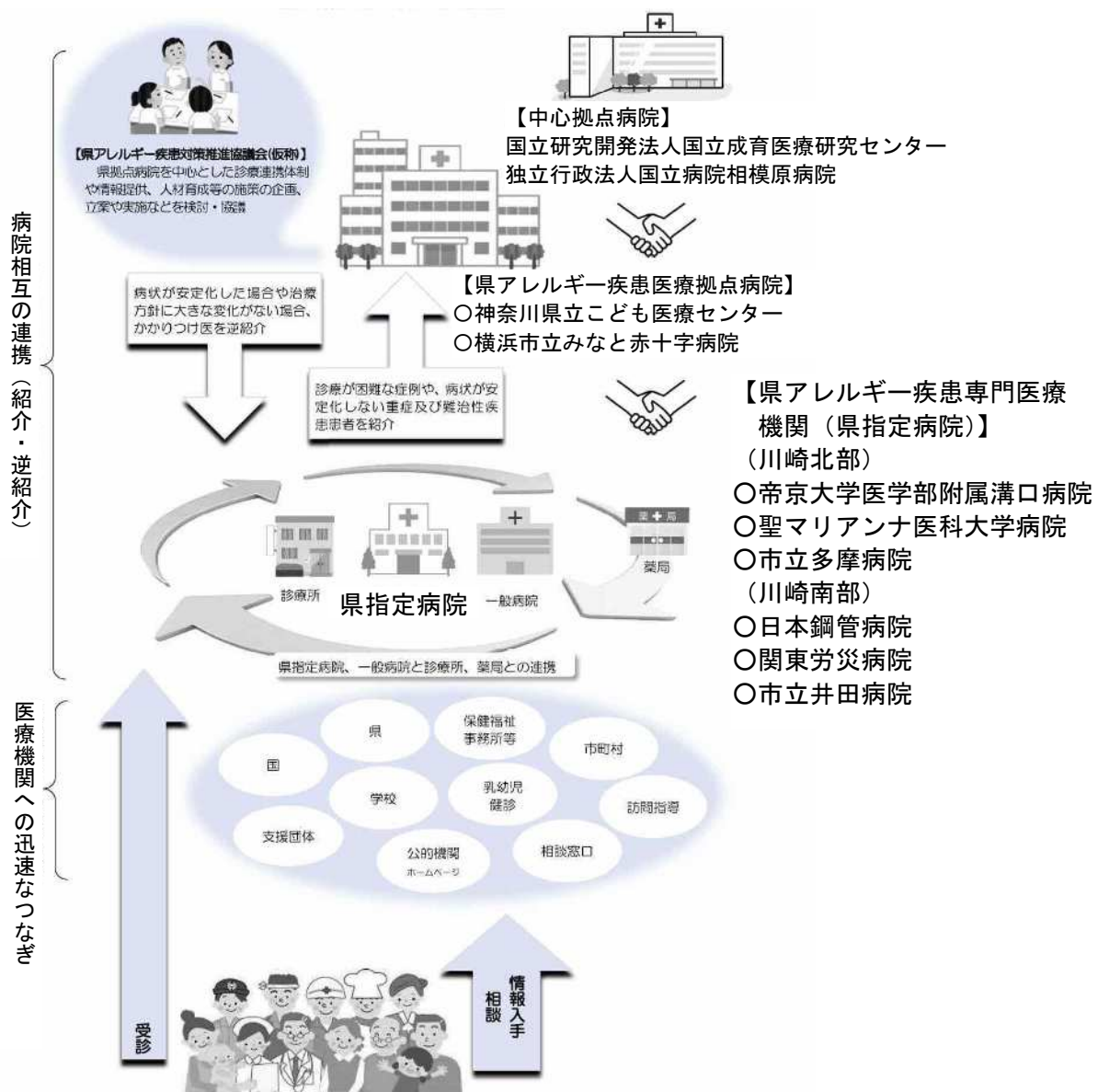
(3) 対応その他

気管支ぜん息をお持ちの小学生を対象に、運動や訓練を通じて健康の保持・増進等を図ることを目的とした取組をはじめ、保育所や小中学校におけるアレルギー対応や、気管支ぜん息患者向けの医療費助成制度等の取組を実施している。

また、アレルギー特定原材料等を含まないアルファ化米・粉ミルクの備蓄などの災害対応や食品安全等の取組を進めている。

なお、アレルギー疾患医療の提供体制について、市内のアレルギー疾患専門医療機関（県指定病院）として、現在、6つの病院が県により指定され、県アレルギー疾患医療拠点病院や地域の診療所等との間で、患者の紹介など、図1のとおり相互の連携を図ることとされている。

図1 アレルギー疾患医療における連携のイメージ



出典：神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（平成30年度～令和4年度）

3 アレルギー疾患対策の基本的な考え方

(1) 患者の状態に応じた適切な医療提供体制の整備

アレルギー疾患医療の均てん化の促進等に向けて、市民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて最新の科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上やアレルギー疾患医療の提供体制の整備（診療連携体制の構築など）、市民への医療機関に関する情報提供の充実が重要である。

(2) 情報提供・相談支援

市民がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の発症・重症化の予防や症状の軽減につなげられるよう、適切な情報を入手しやすい環境の整備や最新の知見を踏まえた情報提供が必要である。また、市民自身がアレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、正しい理解を深めるよう努めることが重要である。

患者の悩み等に適切に対応できるよう、相談支援の充実が必要である。

(3) 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

患者の状態や置かれている環境に応じて、平時・有事を問わず、生活の質の維持向上のための支援をうけることができるよう、環境づくりが必要である。

特に、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者、障害者等が居住・活動する施設や学校等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、必要な取組を実施することが重要である。

(4) 人材育成

患者の生活の質の維持・向上のため、患者への対応が求められることが多い、看護師、保健師、助産師、管理栄養士、栄養士等、また支援に携わることが求められる教職員、保育士等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見が得られるよう、講習の機会を確保するなどの取組が必要である。

(5) 地方公共団体における自主的・主体的な取組

川崎市は、地方公共団体として、アレルギー疾患対策基本法及びアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づき、アレルギー疾患対策に関して、国や県との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定・実施することが必要である。

川崎市全体のアレルギー疾患の状態がどうなっているか把握していくことが重要である。

4 アレルギー疾患対策の具体的方向性

(1) 患者の状態に応じた適切な医療提供体制の整備

市民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進め、均てん化を促進する必要がある。

ア 医療提供体制の整備

(ア) 診療連携体制等

アレルギー疾患の重症化予防のためには、正しい診断に基づく、適切な治療と管理が行われることが重要である。

アレルギー疾患は患者数が多く、症状が多臓器におよび、軽症から命にかかわる症状まで幅広いことを特徴とする。診療連携体制の構築のポイントは、重い疾患の方をいかに専門病院に誘導できるかにある。

発症早期や軽症の患者の多くの診療を担う診療所から地域の核となる病院へ、さらにアレルギー疾患に関する専門性の高い病院へ患者をつなぐ連携体制を構築することが重要である。

体制の構築に当たっては、川崎市の立地から、市内の患者が、国の中心拠点病院である国立研究開発法人国立成育医療研究センター（世田谷区）や独立行政法人国立病院機構相模原病院（相模原市）を直接受診する場合も想定されることから、近隣の医療機関への受診動向も含めた実態把握を行う必要がある。

市内に県のアレルギー疾患医療拠点病院に求められる機能（診療、情報提供、人材育成、研究、関係部局への助言・支援）を持つ拠点的な医療機関をつくるのか、市内外の医療機関との連携で対応するのか、方向性を決め、具体化する必要がある。

医療機関において、アレルギー専門医は、内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科などに配置されるが、患者がどの診療科へもアクセスしやすい環境を整えることが重要であることから、上記5科のアレルギー専門医が、横断的な診療を行うアレルギーセンターの設置が求められる。

一方、アレルギー疾患医療提供体制の整備に向けて、国の中心拠点病院や、県

アレルギー疾患医療拠点病院、地域の拠点となる医療機関、かかりつけ医との間の連携協力体制に関しては、国において示された在り方に基づき、検討を進める必要がある。

アレルギー疾患への対応において、公立病院に対しては、市として何が必要なのか、どのような病院にしていくのかというビジョンを持ち、川崎市が主体となって運営することが望まれる。

成人で特に問題となる疾患は、気管支ぜん息と難治性のアトピー性皮膚炎で、小児では、気管支ぜん息はほとんど診療所で管理できていて、コロナ禍で感染症が減って入院患者数は激減している。最近、小児で一番困っている疾患は、食物アレルギーとアトピー性皮膚炎である。また、花粉症は非常に増えている。

食物アレルギーに関して、血液検査の結果、抗原特異的IgE抗体が陽性であっても、専門医療機関で食物経口負荷試験を受けて、実は食べられるとの事例がある。

本当の食物アレルギーであれば、専門医療機関で適切な管理を受けるべきで、川崎市の基幹的な病院において、診療所と適切に連携できるような体制づくりが望まれる。

(イ) 診療科等の連携

様々なアレルギー疾患の患者を適切に受け入れていくことが非常に重要で、内科、小児科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科の5科が連携して取り組んでいくことが医療体制の構築では重要となる。

患者が受診すべき診療科が分からない場合、病院において適切な診療科につなげられるような対応や連携体制の構築が重要である。

歯科診療において、素材が患者本人に合うのか合わないのか検査の依頼を受ける場合があるが、歯科と医科との連携が望まれる。

イ 医療従事者の資質向上

アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、看護師、管理栄養士、その他の医療従事者の知識や技能の向上を図るため、医療従事者に

に対するアレルギー疾患医療に関する最新の知見等の情報提供を行うことが重要である。

例えば、アレルゲン免疫療法は、かつて皮下注射でないとできなかつたが、今では舌下免疫療法ができるようになり、スギ・ダニのアレルゲンには非常に効果が得られていることから、医療従事者への周知が望まれる。

アレルギー疾患の診療・治療は医師だけでは完結せず、小児では、食物アレルギーのサポートで管理栄養士や栄養士が重要な役割を果たしているほか、スキンケアの指導で看護師が役割を果たすなど、アレルギーに詳しいコメディカルのサポートが必要なことから、看護師や管理栄養士など、コメディカルの育成が重要である。

ウ 医療機関に関する情報提供

アレルギー疾患の状態に応じ、患者が医療機関を選択できるための適切な情報提供が必要である。

(2) 情報提供・相談支援

ア アレルギー疾患に関する情報提供等

(ア) ウェブサイトを活用した情報提供

川崎市のアレルギー疾患関連のホームページを作成する場合、医療提供体制や市の取組に関する情報以外は国のアレルギーポータルや日本アレルギー学会、独立行政法人環境再生保全機構などのホームページにリンクを貼るなど、既存の資料を活用すればよいが、市内の医療機関の情報や医療連携の情報が分かりやすく掲載されていることが重要である。

(イ) 妊婦・乳幼児の保護者等への情報提供等

アレルギー疾患の発症予防を図るため、両親学級や、集団及び個別の乳幼児健康診査等の機会を捉えて、妊婦や乳幼児の保護者・同居家族等を対象に、離乳食の進め方や正しいスキンケアなど、適切な情報提供等を実施することが必要である。

発症予防を図るためには、市内の産科のある病院において出産前の教育が行われ、1か月健診なども受診することになることから、アレルギー疾患に関する情報提供を行うことが重要である。

具体的な取組として、乳児の湿疹を発見した場合の対応方法を周知するため、「食物アレルギー診断のフローチャート（食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎）」（『食物アレルギーの診療の手引き2020』）などのフロー図を活用するほか、両親学級などでスキンケアの重要性を啓発することなどが考えられる。

(ウ) アレルギー疾患に関する専門医等による講演会等を通じた情報提供

患者や家族等を対象に、アレルギー疾患に関する最新の知見や自己管理方法、標準的な治療方法などについて、専門医等による講演会を実施する必要がある。

講演会の開催に当たって、川崎市の近隣には、国立研究開発法人国立成育医療研究センターや独立行政法人国立病院機構相模原病院、神奈川県立こども医療センターなどが立地していることから、このような医療機関などと連携して、最新の情報に精通した臨床力のある専門医等を招聘することが重要である。

具体的な取組として、講演会には、専門医と、アレルギーに詳しい管理栄養士

や看護師と一緒に招聘し、専門医からの説明で、基礎的な知識を習得した上で、気管支ぜん息においては、吸入の仕方や器具の洗い方、食物アレルギーにおいては離乳食の進め方や除去食の工夫などの具体的な部分については、小児アレルギーエデュケーター（PAE）からも教えてもらえるような配慮が重要である。

独立行政法人環境再生保全機構と連携したパンフレットの活用、講演会などの取組を進めることが望ましい。

同機構の助成金を活用した事業で呼吸筋ストレッチは、小児の場合には、早期に発見して「小児気管支喘息治療・管理ガイドライン」（一般社団法人日本小児アレルギー学会）に沿った適切な治療を受けることで、健康回復していく方が多い。

最近の小児は、花粉症、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎が合併していたり、食物アレルギーと気管支ぜん息を併せ持つ場合などがあるため、講演会のテーマとしては、呼吸筋ストレッチというよりは、合併しやすいという観点で、気管支ぜん息とアトピー性皮膚炎、気管支ぜん息と食物アレルギーなど、気管支ぜん息と合併しやすい他のアレルギー疾患を組み合わせたテーマが望ましい。

オンラインでの開催やコンテンツの作成、コンテンツに到達できる二次元バーコードを掲載したチラシの配布など、講習等のデジタル化を進め、利用しやすくする必要がある。

一方、デジタル化によって情報の入手等が困難となる可能性のある高齢者や障害者などへの配慮も必要である。

イ 食品表示に関する啓発

市民が、誤食による食物アレルギーの症状誘発を避け、また、特定原材料表示や「外食・中食」の実態などの食品表示の理解を促進するため、適切な情報提供が必要である。合わせて、事業者が表示の必要性を理解し信頼性を高める取組を進めるための情報提供、研修機会を提供する必要がある。

ウ 相談事業・相談支援

（ア）相談事業

医療機関を受診しているにもかかわらず、治療が奏功していない患者を支援する必要がある。

(イ) 相談支援

発症予防の視点を重視し、健やかな成長を後押しできるよう、乳幼児期の「保健指導」を公衆衛生上の課題と位置付けて、両親学級や乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉えて、妊婦や乳幼児の保護者等に対する保健指導、アレルギー疾患に関することに取り組む必要がある。

保健指導を進める上で、医療と連携して取り組むことが重要である。

出生後2～3か月頃までに乳児では湿疹がこじれてしまうこともあるし、また、出生後6か月から離乳食を食べるが、古い考え方で、「アレルギーにならないように離乳食を遅らせるとよい」などと言われてしまい、逆の方向で意識が高くなってしまうこともあるので、生まれてから早い段階での支援が必要である。

(3) 生活の質の維持向上を支援するための環境づくり

ア 保育所における食物アレルギーへの対応

給食における食物アレルギーの対応に関して、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」とも、安全性を最優先に完全除去対応を原則とするよう求めているが、川崎市の保育所においては「多段階の個別の対応」を基本としていることから、厚生労働省のガイドラインに沿った対応に改める必要がある。

保育所には過剰な負担が掛かっており、是正することで、保育所の保育士等のQOL（生活の質）が向上し、事故発生リスクが軽減する。

食物アレルギーに関する申請においても、厚生労働省により、平成23（2011）年3月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が策定され、標準的な診断と対応の根拠として「生活管理指導表」の使用が求められている。市医師会と連携して、市独自の「主治医意見書」を、「生活管理指導表」に切り替える必要がある。

保育所の「生活管理指導表」は学校のものと同じであることから、小学校に入学した際、対応が円滑に移行できる。

今春から「生活管理指導表」の食物アレルギーの部分については保険適用になったことから、切り替えるにはよい機会ではないか。

食物アレルギーの対応で、部分的な対応をすることが絶対にいけないというわけではない。例えば、加熱した卵はよいが、マヨネーズが取れないという方には、マヨネーズをかけなければよいので、そうした対応をすればよいと思う。100%のオールオアナッシングを求める必要はない。

治っていくプロセスの子供に対して明確に線で分けるわけにはいかないもので、原則として生活管理指導表に基づきながら、他都市でも行っているが、その一部を改編して運用を行うというやり方は、川崎市において独自で行ってきた保育所でのアレルギー対応を尊重していくということにつなげることができるのではないか。

川崎市の保育所における食物アレルギーの対応に関しては、これまで様々な努

力が重ねられているところであるが、完全除去対応を取り入れている他都市の状況を学んだ上でどのようにすべきかを検討し、行政が市医師会の担当部門と話し合いを進めていく必要がある。

ヒヤリハット事例に関しては、次なる事例が起きないように、その分析や検証等を行った上で、全ての保育所間で情報共有することが重要である。

保育所において、食物アレルギーの人数に比べ、アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の処方数が少なすぎるのではないか。

イ 学校における食物アレルギーへの対応

川崎市の公立学校においては、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び日本学校保健会の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（以下「対応指針等」という。）に則り、完全除去対応を原則としている。

「学校生活管理指導表」に関して、より適切なものにしていくため、市医師会学校医部会と教育委員会が協力して取り組んでいくことが重要である。

学校におけるヒヤリハット事例に関しては、次なる事故が起きないように、全学校に共有するなど、対応指針等に沿った対応を継続することが重要である。

除去食提供のために、各学校では設備が整っていないなどの課題があると考えられるが、教育委員会から各学校へ設備的に困っていることがあるか確認したうえで、今後に向けて改善を図るような流れができると良い方向に向かうので、このような取組を期待したい。

ウ 災害時の対応

（ア）避難所におけるアレルギー疾患対策

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府（防災担当）平成25年8月）に規定されているアレルギー対策の確実な実施が必要である。

指針では、避難所において、食物アレルギー患者が提供される食事の原材料を確認できるように原材料を表示した包装や献立表を掲示することや、アトピー性皮膚炎の方はシャワーを浴びることも治療の一環であること、気管支ぜん息患者

は、埃がたつところでは発作が起きてしまうなどの問題も指摘されているため、そのような患者への適切な対応が望まれる。

災害時に適切な対応ができるよう、予め具体的に決めておくことが重要である。

他都市では、避難所において原材料表示のある献立表を教育委員会の栄養士が作成したことがあり、こうした役割分担等について参考にしてもらいたい。

(イ) 防災部門と保健部門の連携

アレルギー患者を含む「要配慮者」対策を推進する必要がある。

災害時の保健医療調整機能を構築する中で、アレルギー患者を含む「要配慮者」対策を明記し、支援を担う外部チーム等を調整本部の要員とする。防災部門と保健部門の連携体制が必要である。

「要配慮者」への食事支援では、公益社団法人日本栄養士会（災害時：特殊栄養食品ステーション、JDA-DAT）との連携が必要。

(ウ) 備蓄

アレルギーに対応した備蓄・流通備蓄（品目、量、場所の検討）の推進、備蓄情報の公開（市ホームページ、医療機関など）が必要。

災害時にはボランティアの方の助けが必要になるが、アレルギーに関する知識のないボランティアの方でも食物を区別できるように、文字ではなく目で見てわかるという視点で、事前に対応しておく必要がある。

アレルギーミルクについては、いくつかの種類があり、重症度やアレルゲンによって変わってくる。乳成分は入っていないが、大豆で作られているものもあり、それは大豆アレルギーの人が飲むことはできない。アレルギー用ミルクとして一括で考えるのではなく、それぞれのミルク名を明記するのが望ましい。

(エ) 市民への啓発

市民への災害に備えるための自助の啓発が必要である。

災害への備えでは「自助」が最も大きな比重を占める。アレルギー疾患がある

方は、日頃から、お薬やアレルギー対応食品を備蓄することや、災害時に必要なサポートを受けられるよう、平時から準備を心がけることが重要である。

エ 気管支ぜん息に係る医療費助成制度

「小児ぜん息患者医療費支給事業（負担ゼロ）」と「成人ぜん息患者医療費助成制度（1割負担）」は、妥当性や他の慢性疾患患者支援との公平性の観点から見直す必要があるのではないか。この際、医療費助成制度は取り止め、気管支ぜん息を含む幅広いアレルギー対策を推進する必要がある。

医療費助成制度を取り止めるにあたっては、既存の受給者に対して配慮することが望ましい。

高価で非常に効く生物学的製剤もあるが、大半の患者は近年の治療や薬剤の進歩（合剤など）により症状をコントロールできる。

助成は一方で必ずしも必要のない生物学的製剤など高価な薬剤の使用や、薬剤だけに頼る患者のアドヒアランス*不足を助長する懸念はないか。医療の質、患者教育の視点からの取組を重視すべきではないか。

他の疾患と同様に高額療養費制度、小児医療費の助成でカバーすることでよいのではないか。

手厚い医療費助成のもとでは、安易に高価な薬が過剰に使われてしまうリスクがある。医療を行う上で自己負担額が無料であることは基本的に好ましい状況ではない。

アレルギー疾患対策は食物アレルギーやアトピー性皮膚炎、鼻炎、結膜炎、社会的な支援など幅広い。

予算はそうしたアレルギー疾患対策全般の充実に向けるべきではないか。

気管支ぜん息が特別なものということについて、考え直すべきものは考え直すべきである。

今、大気汚染が改善した日本の状況において、四日市ぜんそくなどという大気

汚染のひどい状態の時代は終わっている。

独立行政法人環境再生保全機構「成人喘息の有症率とその動向に関する研究」（平成23年度・平成24年度）や環境省「令和元年度大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査」などの調査結果で示されているように、気管支ぜん息の有症率や有病率を調べても川崎市が全国に比べて決して高いわけではない。気管支ぜん息に特化して助成すべきエビデンスはない。

※「アドヒアランス」

患者自身が治療方法を理解・納得し、積極的に治療に参加すること。

オ QOL（生活の質）の向上と社会生活

アトピー性皮膚炎や副鼻腔炎も精神面にも関わる。アレルギー疾患を適切に管理することで、患者のQOL（生活の質）の向上につながるほか、健全な社会生活を送ることが可能となり、失われた労働生産性を回復できる可能性がある。精神面をサポートする意味で疾患を管理していくことは本人と社会にとって重要である。

カ 両立支援

アレルギー疾患に留まらず、他の慢性疾患を含め、治療と仕事・就学の両立支援は大変重要である。厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」には、がん、脳卒中、肝疾患、難病の記述はあるが、アレルギー疾患に関して記述はない。「昇進に不利になる」「非正規の職場で言い出しにくい」など慢性疾患患者にとって欠かせない定期受診がしづらい環境がある。職域保健において、気管支ぜん息やアトピー性皮膚炎患者が定期受診できる環境づくり（企業や保険者、患者の啓発など）や、私学において、定期受診のために学校を欠席すると受験が不利になる扱いをされる場合があり、不利にならない扱いとなる環境づくりが望まれる。

(4) 人材育成

施策の推進は、それを担う専門職等の課題理解や高い技能(スキル)によって成否が左右される。アレルギー疾患対策についても、施策推進を担う次の職種に対する研修の実施など、看護協会や栄養士会などの関係団体との連携を図りながら、技能(スキル)の向上を図る必要がある。

ア 看護師・保健師・栄養士・助産師等への研修の実施

行政において、アレルギー疾患の「保健指導」を担う看護師・保健師・栄養士・助産師などが参加する良質な研修の実施は必須である。

イ 学校・保育所の教職員・保育所職員への研修の実施

学校や保育所でアレルギーの子どもたちを支援し、緊急性が高いアレルギー症状があると判断した場合は、アドレナリン自己注射薬(エピペン[®])の使用が重要であることから、学校や保育所において的確・適正に使用するため、アレルギーの正しい病態や必要な支援、緊急時対応等に関して、全ての教職員・保育所職員を対象に、定期的に良質な研修を実施する必要がある。

ウ 保育所以外の児童福祉施設等の職員への研修の実施

保育所以外の児童福祉施設(児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、こども文化センターなど)、障害者支援施設、療育センター、児童相談所、わくわくプラザ、地域食堂・子ども食堂などの職員を対象に、病態理解や必要な支援、緊急時対応など、アレルギー疾患に関する良質な研修を実施する必要がある。

エ コメディカルの資格取得の促進

アレルギー疾患の治療や相談支援等を多職種協働で進めることが重要であることから、アレルギーに関する高度な知識と指導技術をもったコメディカルの育成を目的に、看護師等において小児アレルギーエデュケーター(PAE)やアレルギー疾患療養指導士(CAI)などアレルギー関係学会等が認定する資格の取得の促進が望まれる。

オ 救急救命士に対するアドレナリン自己注射薬(エピペン[®])研修等の実施

食物アレルギー等の対応でアドレナリン自己注射薬(エピペン[®])が投与できる救急救命士に対する研修や、救急救命士等が担当する普通救命講習の機会を利用したアドレナリン自己注射薬(エピペン[®])研修(手技に限る)の実施が望まれる。

(5) 地方公共団体における自主的・主体的な取組

川崎市は地域の実情を踏まえ、アレルギー疾患対策に関する市の取組計画を策定し、定期的に施策の実施状況を評価しながら、見直しを行うための、医療関係者、患者、行政も交えた常設の協議機関を設置する必要がある。

川崎市全体のアレルギー疾患の状態がどうなっているか把握することに努めるとともに、学校や保育所等におけるアレルギー疾患に関する疫学的なデータを毎年把握していくことは重要である。

資料編

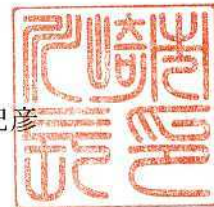
1 諮問文（写）

4川健環第123号

令和4年5月6日

川崎市地域医療審議会 会長 様

川崎市長 福田 紀彦



アレルギー疾患対策の方向性について（諮問）

平成27（2015）年、アレルギー疾患対策における「重症化の予防や症状の軽減」「科学的知見に基づく適切な医療体制の整備」「適切な情報入手等のための支援体制の整備」などの一層の充実を図るため、「アレルギー疾患対策基本法」が施行され、この法律に基づき、平成29（2017）年、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が策定され、総合的なアレルギー疾患対策を推進することとされました。

神奈川県は、同指針に基づき平成30（2018）年「神奈川県アレルギー疾患対策推進計画」を策定し、本市も同年、「かわさき保健医療プラン【2018-2023年度】」にアレルギー疾患対策を明記して、取組を進めてまいりました。

こうした中、策定から5年以内に見直しを行うとされていた国の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」が、このたび令和4（2022）年3月に改正されたことを機に、基本法とこの新たな指針に基づき、あらためて本市における総合的なアレルギー疾患対策の現状を点検し、あるべき方向に向かって進めていく必要があると考えております。

つきましては、本市の「アレルギー疾患対策の方向性」について、川崎市地域医療審議会条例（昭和51年条例第12号）第2条の規定に基づき、貴審議会の専門的かつ幅広い見地から御意見を伺うものです。

2 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況 (1) 川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況 (概況)

川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について

対象年齢
取組名称

※当該事業については環境再生
保全機構の助成金により実施

	未就学児	就学児以降	20歳以上
		小学生	中学生以降
相談等	<p>1 育児相談(各区毎月1回)</p> <p>1 新生児訪問 2 離乳食教室 1 1歳6か月児健診 1 3歳児健診</p> <p>1 スクリーニング※</p> <p>1 リスク児保健・栄養指導※</p> <p>4 アレルギー相談※(各区毎月1回)</p>		<p>3 禁煙相談</p> <p>5 呼吸器健康相談※(年20回)</p>
講演・研修	<p>6 アレルギー予防講演会※(年1回)</p> <p>7 ぜん息児健康回復教室※(各区年1回)</p> <p>9 気管支ぜん息知識普及講演会(一般対象)※(年3回)</p> <p>10 保育士キャリアアップ研修(食育・アレルギー)(年4回)</p> <p>11 食物アレルギー研修会(年1回)</p> <p>12 気管支ぜん息知識普及講演会(専門職対象)※(年7回)</p>		<p>8 呼吸器疾患予防講演会※(各区年1回)</p>
対応・その他	<p>16 公立保育所食物アレルギー対応</p> <p>18 小児ぜん息患者医療費支給事業</p>	<p>13 ぜん息児運動教室※(年6回)</p> <p>15 ぜん息児キャンプ※(年1回)</p> <p>17 アレルギー疾患を有する児童生徒への対応</p> <p>20・21 避難所運営(地震災害対策編)・備蓄</p> <p>22・23 受動喫煙防止対策・食品安全推進事業</p> <p>24 健康リビング推進事業</p> <p>25 大気や水などの環境保全(大気・水環境計画)</p>	<p>14 呼吸機能訓練教室※(年13回)</p> <p>19 成人ぜん息患者医療費助成制度</p>

令和3年度 アレルギー関連の取組

分類	事業名	対象	内容	参加者数・規模等	所管部署
相談等	1 母子保健事業 (1歳6か月児健診、3歳6か月児健診等)	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じるもの。1歳6か月児健診、3歳6か月児健診でのスクリーニングにより、アレルギー相談事業に繋げている。		令和3年度参加者数 1歳6か月児健診:12,210人 3歳6か月児健診:12,340人	こども未来局こども支援部こども保健福祉課
	2 食と健康教室 事業(離乳食教室)	離乳食のすすめ方と家族の食生活について理解し、家族全体で望ましい食生活を送ることができるようになることを目的として各区役所地域支援課において開催。食物アレルギーに関する正しい知識についても啓発している。		R3年度 開催回数212回、参加数2262組	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
	3 喫煙相談・普及啓発	・区役所において、個別禁煙相談を実施。希望される方には、3か月の個別健康教育を実施。 ・母子手帳交付時や新生児訪問時に喫煙健康被害の普及啓発チラシ配布。 ・希望される方には、3か月の個別健康教育を実施。		R3年度 ・個別禁煙相談(1回のみ)21名 個別禁煙相談(3か月指導)0名	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
	4 アレルギー相談事業	アレルギー相談:1歳児半及び3歳児半検診に参加した親子、市内に在住の妊産婦及び就学前の乳幼児	アレルギー素因保有者を区地域みまもり支援センターの乳幼児健診でスクリーニングし、素因保有者に対し、問診・診察等の適切な指導を実施することにより、アレルギー疾患に対する不安などを和らげるとともに、疾病の発症を予防することを目的とした事業。	31回実施 51人参加	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
	5 呼吸器健康相談事業	せき、たん、息切れなどの呼吸器症状で悩みがある市民	呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的とした事業。 (委託先:川崎・横浜公害保健センター)	18回実施 49人参加	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
講演会	6 アレルギー予防講演会	川崎市在住で、離乳食やアレルギーについて知りたい乳幼児(0～5歳)のお子様がいる保護者の方や妊娠中の方とそのパートナーの方	アレルギー疾患についての知識普及を図る講演会を実施。 日時 令和4年2月7日 内容 食物アレルギーと乳幼児の食事の進め方 講師 林 典子(十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科准教授) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	18組参加	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当

令和3年度 アレルギー関連の取組

分類	事業名	対象	内容	参加者数・規模等	所管部署
	7 ぜん息児健康回復教室	小児ぜん息患者及びその家族	小児ぜん息について正しい知識を得るとともに、呼吸法等の技術を習得することにより、生活を見直し、日常生活の工夫や鍛錬等を継続することで健康の回復・増進を図るための事業。 日時 令和3年10月28日 内容 子どものアレルギー ～アトピー性皮膚炎、食物アレルギー-ぜん息を中心に～ 講師 榎垣 博嗣(みなみ野こどもクリニック医師) 会場 高津区役所 日時 令和3年11月29日 内容 子どものアレルギーの知識やスキンケアのコツについて 講師 川辺 厚子(県立こども医療センター小児アレルギーエドゥケーター) 会場 川崎区役所 日時 令和3年11月30日 内容 子どものアレルギーとの上手な付き合い方 講師 川辺 厚子(県立こども医療センター小児アレルギーエドゥケーター) 会場 多摩区役所	各区年1回実施(新型コロナウイルス感染症拡大の影響により4区で中止) 保護者 7人 こども 7人 保護者 7人 こども 4人 保護者 10人 こども 10人	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当 健康福祉局保健医療政策部環境保健担当 健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
	8 呼吸器疾患予防講演会	小中高校生	中学生として将来健康的な生活を送るために喫煙の害について知り、ゲートウェイドラッグの認識を高め自らの行動に責任を持ち、喫煙を選ばない行動が選択できる生徒の育成を図ることを目的とした事業。 日時 令和3年10月4日 内容 たばこの害と喫煙を選ばない行動について 講師 宮崎 恭一(日本禁煙学会理事) 会場 有馬中学校	中学生 269人	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
	9 気管支ぜん息知識普及講演会(一般対象)	小児ぜん息等アレルギー性疾患を持つ子ども及びその保護者	専門医等によるぜん息等アレルギーの発症予防や健康の回復にかかわる講演会を開催し、知識の普及と意識の向上を図ることを目的とした事業。 日時 令和3年12月19日 内容 ぜん息に負けない体づくり～呼吸が楽になるセルフケアを学びましょう～ 講師 千住 秀明(複十字病院呼吸ケアリハビリセンター部長) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	保護者 6人 こども 6人	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当

令和3年度 アレルギー関連の取組

分類	事業名	対象	内容	参加者数・規模等	所管部署
10	川崎市保育士等キャリアアップ研修一覧【前期】食育・アレルギー	(1)川崎市内に所在する認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業、及び企業主導型保育事業に勤務する方 (2)乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援の各専門分野においてリーダー的な役割副(主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー)を担う方、又は担うことが見込まれる方 (3)(2)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う方、または該当役割を担うことが見込まれる方	日時 令和3年7月14日 内容 栄養に関する基礎知識 講師 堤 ちはる(相模女子大学栄養科学部健康栄養学科教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人	こども未来局保育事業部運営管理課
			日時 令和3年7月28日 内容 食育計画の作成と活用 講師 倉田 新(城西国際大学福祉総合学部福祉総合学科教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人	
			日時 令和3年8月3日 内容 アレルギー疾患の理解 講師 林 典子(十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科准教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人	
			日時 令和3年8月18日 内容 保育所における食事の提供ガイドライン 講師 堤 ちはる(相模女子大学栄養科学部健康栄養学科教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人	
			日時 令和3年8月26日 内容 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン 講師 林 典子(十文字学園女子大学人間生活学部健康栄養学科准教授) 会場 受講者の所属する施設でのWEB研修視聴受講	参加者 188人	
11	令和3年度食物アレルギー研修会	市立学校全校種教職員、教育委員会事務局関係者	日時 令和3年8月6日 講師 今井 孝成(昭和大学医学部小児科学講座教授) 内容 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインに基づく対応について 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	参加者 418人	教育委員会事務局学校教育部健康教育課・健康給食推進室
	栄養教諭・学校栄養職員研修会(食物アレルギー情報共有)	市立学校及び学校給食センターの栄養教諭・学校栄養職員等	日時 令和3年8月31日 内容 食物アレルギー対応決定通知書について、アレルギー対応資料の作成等について、事例検討(グループ討議) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	参加者 81人	教育委員会事務局健康給食推進室

令和3年度 アレルギー関連の取組

分類	事業名	対象	内容	参加者数・規模等	所管部署
12	気管支ぜん息知識普及講演会(専門職対象)	新生児訪問や乳幼児健診、その他アレルギー疾患を持つ小児と接する機会のある専門職(看護師、助産師、保健師、栄養士、保育士、養護教諭等)	日時 令和4年1月12日 内容 アレルギーは予防できる?!小児アレルギー疾患の最新知識 講師 福家 辰樹(国立研究開発法人国立成育医療研究センターアレルギーセンター総合アレルギー科医長) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	参加者 36人	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
		市内の医療機関に勤務する医師または開業医、市内薬局の薬剤師、その他医療従事者等	日時 令和4年2月10日 内容 ぜん息・COPDの診断から新薬治療まで〜『喘息予防・管理ガイドライン2021』を基に〜 講師 長瀬 洋之(帝京大学医学部内科学講座 呼吸器・アレルギー学教授) 会場 オンライン(Zoom利用)による開催	参加者 28人	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
		市内保育関係施設職員	日時 令和4年1月20日(集合研修) 令和4年1月21日~1月27日(オンラインによる動画配信期間) 内容 アレルギーとエビエンの理解と対応 講師 金子 光延(川崎市医師会保育園医会長) 会場 ハイブリッドによる開催	参加者 179人	こども未来局保育事業部運営管理課
対応・その他	ぜん息児運動教室	市内在住の小学校1年生から6年生までの気管支ぜん息等の罹患患者及びその保護者	呼吸訓練及び体力強化を目指すこと、さらに療養上有効となるよう保健指導を実施することを目的とした事業。 全6回(5/31、6/7、6/14、6/28、7/5、7/10)。 7/10は市スポーツパートナー(富士通レッドウェーブ)とのイベント開催	募集人員 60人 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
14	呼吸機能訓練教室事業	公害健康被害認定者及びCOPD等の呼吸器疾患に罹患している者	医療や機能訓練等、各分野の専門家が、日常生活における療養の仕方や呼吸指導等の訓練を実施することにより、病状の改善と健康の回復、増進を図るため実施している事業。 (委託先:川崎・横浜公害保健センター)	年11回実施(緊急事態宣言発令のため1回中止) 参加人員 164人 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、定員を会場の半分に設定して実施	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
15	ぜん息児キャンプ	気管支ぜん息等に罹患している市内在住の小学校3年生から6年生及びその保護者	緑が多く、空気がより清浄な環境の中で、同じ病気を抱える仲間とともに、保健指導・スポーツ等の様々な行事を通じて、参加者の健康の回復・増進に寄与することを目的とした事業。 日帰り(6/27)+1泊2日(7/29~7/30)のイベント	募集人員 30組 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当

令和3年度 アレルギー関連の取組

分類	事業名	対象	内容	参加者数・規模等	所管部署
16	公立保育所食物アレルギー対応	食物アレルギーを有する子どもに対して、主治医の診断及び指示に基づいた食物除去を行いながら、適切な栄養素の確保を行い、その子どもの最善の利益を考慮するための基本原則として策定され、運用。			子ども未来局子育て推進部
17	アレルギー疾患を有する児童生徒への対応	学校におけるアレルギー疾患対応の3つの柱(「アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有」、「日常の取組と事故防止」、「緊急時の対応」)に基づき具体的な対応などを示したマニュアルにより対応。			教育委員会事務局学校教育課健康教育課健康給食推進室
18	小児ぜん息患者医療費支給制度	本市に引き続き1年(3歳未満の者)にあつては6月)以上住所を有する年齢20歳未満の者で、小児ぜん息・気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎にかかっている者	医療保険各法の規定により小児ぜん息に係る医療に関する給付が行われた場合における医療のうち、当該法令の規定によって世帯主・組合員・被保険者が負担すべき額を助成する。入院・通院の保険適用の医療費自己負担額(小児ぜん息に係る医療)食事療養標準負担額は、助成対象外	受給者 3,566人(令和4年3月末時点)	子ども未来局子ども支援部子ども家庭課
19	成人ぜん息患者医療費助成制度	(1) 満20歳以上であること。 (2) 現在までに川崎市内に引き続き1年以上お住まいであること。 (3) 気管支ぜん息と診断されていること。 (4) 喫煙しないこと。	気管支ぜん息の医療を受けた場合の保険診療に係る医療費について、その医療費の1割を受給者が負担し、残りの自己負担分を助成する。ただし、家族療養附加金、高額療養費など、後日健康保険組合等から給付がある場合は、その額を差し引いて支給する。一部の検査や画像診断、在宅で受ける医療などの一部の医療や薬品代、入院時の差額ベット代、食事療養標準負担額などは助成対象外。	受給者 8,611人(令和4年3月末時点)	健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
20	避難所運営(地震災害対策編)	避難所運営マニュアル(地震災害対策編)では、避難所において、アレルギー疾患を有する方の把握や、食物アレルギーへの対応として、避難所で提供する食材の原材料表示や、使用した食材がわかる献立表の掲示を行うこととしている。			危機管理本部危機対策部
21	備蓄	備蓄計画では、避難所に備蓄する公的備蓄品目のうち、食料として、アレルギー特定原材料等を含まないアルファ化米(御飯・白粥)・粉ミルクを備蓄することとしている。			危機管理本部危機対策部

令和3年度 アレルギー関連の取組

分類	事業名	対象	内容	参加者数・規模等	所管部署
22	受動喫煙防止対策	望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者のみなさんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設のある場所を除き、喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講ずべき措置等について定めた。(2020年4月1日施行、改正健康増進法)		市内全域	健康福祉局保健医療政策部健康増進担当
23	食品安全推進事業	食品表示法及び食品衛生法に基づく食品関連事業者への適正表示指導(立入検査、衛生教育等)		川崎市食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 令和3年度 立入検査数49,114施設(区役所、健康福祉局) ※ 表示に関する監視指導以外も含む立入検査の全数	健康福祉局保健医療政策部食品安全担当
24	健康リビング推進事業	健康な住まいと住まい方について相談したい市民を対象に、地域住民の健康を支える快適で安全な居住環境の確保を図ることを目的とした「川崎市健康リビング推進事業実施要綱」に基づき、結露・カビの発生等の室内の空気環境に関すること、給排水に関すること、食品・台所の衛生に関すること、ダニ等の生物に関すること等について、地域の方の支援及び相談・要望に対応するため、区役所地域みまもり支援センター衛生課に健康リビング相談窓口を設置している。室内の空気環境の相談としてシックハウス症候群についての相談や、アレルギーが心配な方からのダニ対策等についての相談にも対応している。		令和3年度 相談・調査件数：261件	健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当
25	大気や水などの環境保全	大気環境全体の負荷の低減をめざし、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図る取組を推進する。			環境局環境対策部地域環境共創課

(2) 保育所関係

2021年度 川崎市保育園 除去食に関する調査報告

対 象

2020年度 川崎市公立・私立保育園在園児

新入園児 7408人

在園児 24020人

合計 31428人

2021年度除去食申請人数

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	前年度
新規	81	222	54	44	20	5	426	560
変更	0	34	30	42	19	14	139	129
継続	0	89	204	148	144	150	735	708
合計	81	345	288	234	183	169	1300	1406

前年度の比べて新規の申請が少なく継続が多くなっている。
COVID19の影響で病院受診を勧めることが難しかったことが
影響していると考えられる。

全保育園児の食物アレルギーの有病率

全保育園児 31428人
除去食申請児 1300人

全保育園児における

食物アレルギー有病率 4.13%

2021年度 新入園児除去食申請数

新入園児 7408人
除去食申請数 365人
新入園児食物アレルギー有病率 4.92%

過去5年の全保育園児 食物アレルギーの有病率

	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度	2016年度
全保育園児数	31428人	30467人	29370人	27371人	25785人	23969人
除去食申請者	1300人	1406人	1702人	1316人	1227人	1263人
有病率	4.13%	4.61%	5.80%	4.81%	4.76%	5.56%

2021年度 食品別の除去食申請状況

	卵	牛乳	大豆	小麦	魚	ピーナツ	ゴマ	その他
0歳	65	21	1	7	0	1	1	7
1歳	285	88	7	30	7	8	9	55
2歳	218	58	7	23	6	17	6	53
3歳	125	53	6	12	12	23	3	116
4歳	82	36	5	11	9	39	8	111
5歳	65	35	3	12	7	21	6	107
合計	840	291	29	95	41	109	33	449

厳格に除去・加工品は可能・少し食べて良いの合計

2021年度 新入園児の食物アレルギー症状別

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
重症即時型	3	10	6	3	0	0	22
軽症即時型	65	185	33	26	4	0	313
アトピー性皮膚炎	2	5	1	1	0	0	9
その他	12	10	5	2	0	0	29
未摂取	2	7	2	3	0	0	14
合計	84	217	47	35	4	0	387

2021年度 在園児の新規申請者の食物アレルギー症状

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
重症即時型	0	3	2	2	3	1	11
軽症即時型	0	12	9	11	12	4	48
アトピー性皮膚炎	0	1	1	1	0	0	3
その他	0	0	0	1	1	0	3
未摂取	0	0	0	1	1	0	2
合計	0	16	12	15	16	15	664

2021年度 エピペン預かり状況

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
川崎区	8	5	8	4	5
幸区	7	9	9	9	10
中原区	11	13	17	17	20
高津区	8	1	3	4	6
宮前区	3	5	8	10	16
多摩区	8	3	4	4	5
麻生区	2	2	5	5	2
合計	47	38	54	53	64

令和3年度 年齢別在籍数（4月1日現在）

川崎市 公立全園

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全児童数	167	331	404	478	485	489	2,354

川崎市 私立全園

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全児童数	2,076	5,080	5,498	5,678	5,454	5,288	29,074

川崎市 全園

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
全児童数	2,243	5,411	5,902	6,156	5,939	5,777	31,428

令和3年度 年齢別新入園児数・全園児在籍数及び除去食申請状況（4月1日現在）

		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 公立全園	新入園児	166	144	83	393	93	15	3	111	504
	全園児数	167	331	404	902	478	485	489	1452	2354

		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 私立全園	新入園児	2076	2937	845	5858	803	153	90	1046	6904
	全園児数	2,076	5,080	5,498	12654	5,678	5,454	5,288	16420	29074

		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 公立全園 全園児	除去食申請人数(新規)	10	10	4	24		1		1	25
	除去食申請人数(継続)		7	7	14	10	12	14	36	50
	除去食申請人数(変更)		2	2	4	4	4	1	9	13
	除去申請人数 合計	10	19	13	42	14	17	15	46	88

		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 私立全園 全園児	除去食申請人数(新規)	71	212	50	333	44	19	5	68	401
	除去食申請人数(継続)	0	82	197	279	138	132	136	406	685
	除去食申請人数(変更)	0	32	28	60	38	15	13	66	126
	除去申請人数 合計	71	326	275	672	220	166	154	540	1212

		0歳	1歳	2歳	乳児合計	3歳	4歳	5歳	幼児合計	総計
川崎市 公立全園	在園児 除去食申請人数(新規)	0	0	1	1	0	1	0	1	2
	新入園児 除去食申請人数(新規)	10	110	3	123	0	0	0	0	123
川崎市 私立全園	在園児 除去食申請人数(新規)	0	16	10	26	14	14	5	33	59
	新入園児 除去食申請人数(新規)	71	96	40	207	30	5	0	35	242

合計
令和3年度除去食申請状況(食品別・症状別)

令和3年5月14日現在

	除去食品																							
	卵			牛乳			大豆			小麦			魚			ピーナッツ			ゴマ			その他		
	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい
0歳児	52	10	3	18	1	2	1	0	0	5	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	7	0	0
1歳児	186	74	25	57	24	7	5	2	0	26	2	2	5	1	1	7	0	1	8	1	0	49	5	1
2歳児	123	74	21	33	21	4	4	2	1	19	2	2	5	0	1	13	2	2	6	0	0	41	9	3
3歳児	51	50	24	35	12	6	6	0	0	10	1	1	6	6	0	23	0	0	2	0	1	103	12	1
4歳児	38	30	14	19	12	5	4	1	0	9	1	1	2	5	2	35	3	1	7	1	0	97	12	2
5歳児	37	19	9	16	12	7	2	0	1	9	1	2	3	3	1	21	0	0	6	0	0	95	7	5
合計	487	257	96	178	82	31	22	5	2	78	8	9	21	15	5	100	5	4	29	3	1	392	45	12
	840			291			29			95			41			109			33			449		

新規
令和3年度除去食申請状況(食品別・症状別)

令和3年5月14日現在

	除去食品																							
	卵			牛乳			大豆			小麦			魚			ピーナッツ			ゴマ			その他		
	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい
0歳児	52	10	3	18	1	2	1	0		5	1	1	0	0	0	1		0	0	1		7	0	0
1歳児	123	48	11	42	19	3	2	1		18	1	2	3	0	1	5		0	6	0		32	1	0
2歳児	17	15	2	5	5	0	1	0		3	0	1	1	0	0	3		1	0	0		12	0	1
3歳児	8	7	4	5	2	0	1	0		2	0	0	2	1	0	4		0	0	0		21	6	1
4歳児	1	2	0	0	0	0	0	0		0	0	0	1	0	1	6		0	1	0		9	2	0
5歳児	0	0	0	1	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	1		0	0	0		5	0	0
合計	201	82	20	71	27	5	5	1	0	28	2	4	7	1	2	20	0	1	7	1	0	86	9	2
	303			103			6			34			10			21			8			97		

合計	1重 症の 即 時型	2軽 症の 即 時型	3乳 児アト ピー 性皮膚 炎	4そ の 他	5未 撰 取	合計
0歳児	3	65	2	12	2	84
1歳児	13	197	6	10	7	233
2歳児	8	42	2	5	2	59
3歳児	5	37	2	3	3	50
4歳児	3	16	0	1	0	20
5歳児	1	4	0	0	0	5
合計	33	361	12	31	14	451

新入 児	1重 症の 即 時型	2軽 症の 即 時型	3乳 児アト ピー 性皮膚 炎	4そ の 他	5未 撰 取	合計
0歳児	3	65	2	12	2	84
1歳児	10	185	5	10	7	217
2歳児	6	33	1	5	2	47
3歳児	3	26	1	2	3	35
4歳児	0	4	0	0	0	4
5歳児	0	0	0	0	0	0
合計	22	313	9	29	14	387

在園 児	1重 症の 即 時型	2軽 症の 即 時型	3乳 児アト ピー 性皮膚 炎	4そ の 他	5未 撰 取	合計
0歳児	0	0	0	0	0	0
1歳児	3	12	1	0	0	16
2歳児	2	9	1	0	0	12
3歳児	2	11	1	1	0	15
4歳児	3	12	0	1	0	16
5歳児	1	4	0	0	0	5
合計	11	48	3	2	0	64

継続

令和3年度除去食申請状況(食品別・症状別)

令和3年5月14日現在

	除去食品																							
	卵			牛乳			大豆			小麦			魚			ピーナッツ			ゴマ			その他		
	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい			
0歳児																								
1歳児	55	14	6	11	3	3	2	1		5	1		2	1		1			1	1		10	4	1
2歳児	94	49	15	24	13	1	2	1	1	13	1	1	2	1	1	10	1	1	5			19	7	1
3歳児	33	37	7	28	5	4	3			7	1		4	2		13			1		1	63	3	0
4歳児	36	22	10	18	8	2	3	1		7	1	1	1	5	1	24	3	1	5	1		76	10	2
5歳児	36	17	8	13	11	5	2			7	1	1	3	3	1	18			4			74	5	2
合計	254	139	46	94	40	15	12	3	1	39	5	3	12	11	3	66	4	2	16	2	1	242	29	6
	439			149			16			47			26			72			19			277		

変更

令和3年度除去食申請状況(食品別・症状別)

令和3年5月14日現在

	除去食品																							
	卵			牛乳			大豆			小麦			魚			ピーナッツ			ゴマ			その他		
	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい	厳格に除去	加工品は可	少し食べてよい			
0歳児																								
1歳児	8	12	8	4	2	1	1			3						1		1	1			7	0	0
2歳児	12	10	4	4	3	3	1	1		3	1		2			1	1		1			10	2	1
3歳児	10	6	13	2	5	2	2			1		1	3			6			1			19	3	0
4歳児	1	6	4	1	4	3	1			2						5			1			12	0	0
5歳児	1	2	1	2	1	2			1	2		1				2			2			16	2	3
合計	32	36	30	13	15	11	5	1	1	11	1	2	2	3	0	14	1	1	6	0	0	64	7	4
	98			39			7			14			5			16			6			75		

(3) 学校関係

川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策の経過

年度	文部科学省	川崎市教育委員会		その他
		検討会・通知等	研修	
19	3月文部科学省監修 日本学校保健会「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」発刊			
20		「学校アレルギー疾患対策検討委員会要綱」施行（設置期間 H21.3.31 まで） 学校アレルギー疾患対策検討委員会（第1回～4回開催） 作業部会（第1回～3回） 「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」 発行		神奈川県「緊急時におけるアドレナリン自己注射薬の取り扱い等に関する研修会」
21	7.30「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について（依頼）		○アレルギー講習会 相模原病院 海老澤 元宏先生 「アレルギー疾患の基礎知識とその対応について」 ○アレルギー疾患を有する児童生徒を学校で支える研修事業（神奈川県・NPO アレルギーを考える母の会） 土橋小学校会場	神奈川県アレルギー研修
22	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」		○アレルギー疾患を有する児童生徒を学校で支える研修事業（神奈川県・NPO アレルギーを考える母の会） はるひ野小・中学校会場	神奈川県アレルギー研修
23	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」	10月「アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について」（依頼）		神奈川県アレルギー疾患の児童生徒を学校で支える研修事業食物アレルギー・エピペン対応研修会

年度	文部科学省	川崎市教育委員会		その他
		検討会・通知等	研修	
24	12.26「学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」事務連絡（12.20 調布市事故） 3.22「新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」事務連絡 ○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」			神奈川県アレルギー疾患の児童生徒を学校で支える研修事業食物アレルギー・エピペン対応研修会 市健康福祉局「ぜん息の予防等に関する講習会」
25	3.26「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（通知） ○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」	4月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」改訂 7月「校内における食物アレルギー対応研修会の実施について」（依頼） 日本スポーツ振興センター製作DVD配布 8月エピペン®トレーナー貸出開始 10月アドレナリン自己注射薬（エピペン®）を処方されている児童生徒の対応及び連携について（通知）	○学校保健会総会講演会（独）国立病院機構神奈川病院 渡辺 博子先生 「子どものアレルギー疾患とその対応について～学校における体制の充実のために」 ○食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修 文部科学省行政説明 県立こども医療センター 高増 哲也先生 「食物アレルギーの基礎知識と緊急時の対応について」	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会 市健康福祉局「ぜん息の予防等に関する講習会」
26	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」 3月「学校のアレルギーに対する取組ガイドライン」要約版、「学校給食における食物アレルギー対応指針」発行 学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）、エピペン®練習用トレーナー配布	6月「校内における食物アレルギー対応研修会の実施について」（依頼）	○学校保健における今日的課題講演会 横浜みなと赤十字病院 磯崎 淳先生 「学校における食物アレルギーの対応について」	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会 市健康福祉局「ぜん息の予防等に関する講習会」

年度	文部科学省	川崎市教育委員会		その他
		検討会・通知等	研修	
27	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」 1月「アレルギー疾患対策基本法の施行について」事務連絡	4月「校内における食物アレルギー対応研修会の実施について」(依頼) 8月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議要綱」施行 川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(平成27年9月～28年1月 第1回～4回開催) 作業部会(第1回～3回) 議事内容:「川崎市立学校給食における食物アレルギー対応方針」の策定について、「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を持つ児童生徒への対応マニュアル」の改訂について 2月「川崎市立学校における食物アレルギー疾患対応方針」策定 3月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル」発行	○学校保健における今日的課題講演会 横濱みなと赤十字病院 磯崎 淳先生 「学校における食物アレルギーの対応について」	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会 市健康福祉局「ぜん息・アレルギー疾患予防のための専門職研修会」
28	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」	4月「校内におけるアレルギー疾患対応について」(依頼) 川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(平成29年1月開催) 議事内容:川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の現状について対応について・市立学校の児童生徒に係る「食物アレルギー情報の共有化」及び「市立学校間での引継」等 3月「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル一部追記・修正」発行	○学校保健会総会研修会 「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の対応について」健康教育課 田中・中山・小田 ○食物アレルギー研修会 NPO 法人アレルギーを考える母の会代表理事 長岡 徹氏、昭和大学医学部 今井 孝成先生 「食物アレルギーの基礎知識・学校給食と食物アレルギーの対応」 ○学校給食調理員研修 「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒の対応について」健康教育課 田中・中山 ○栄養教諭・学校栄養職員研修会 湘北短期大学講師 林 典子先生 「食物アレルギー疾患を有する児童生徒への対応について」	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会

年度	文部科学省	川崎市教育委員会		その他
		検討会・通知等	研修	
29	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「埼玉県」(29年度より文部科学省から日本学校保健会へ移管)	4月「校内におけるアレルギー疾患対応について」(依頼) 川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(平成30年3月開催)	○食物アレルギー研修会～学校給食と食物と食物「学校における適切な食物アレルギー及びアナフィラキシー対応」 昭和大学医学部 今井 孝成先生 ○養護教諭必修研修 「学校における食物アレルギーおよびアナフィラキシー対応」 昭和大学医学部 今井 孝成先生 ○養護教諭キャリアアップ研修 「学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応について～保護者と学校の連携を中心に～」 NPO 法人アレルギーを考える母の会 ○給食施設講習会(健康福祉局) 「食物アレルギーの食事と管理～災害時の対応も含めて～」 昭和大学医学部小児科学講座・小児アレルギーエデュケーター 管理栄養士 長谷川 実徳氏	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会
30	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「東京都」(29年度より文部科学省から日本学校保健会へ移管)	川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(平成31年2月開催)	○食物アレルギー研修会「食物アレルギーの適切な対応のための管理体制について～調布市の事故から学ぶ」 東京都立小児総合医療センター 赤澤 晃先生 ○学校医師会学術講演会「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応について」健康教育課 田中	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会
R1	○学校におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会「さいたま市」(29年度より文部科学省から日本学校保健会へ移管)	川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(令和2年2月開催)	○食物アレルギー研修会「学校における適切な食物アレルギーおよびアナフィラキシー対応」 独立行政法人国立病院機構 相模原病院 臨床センター アレルギー性疾患研究部長・副臨床センター長 海老澤 元宏先生 ○栄養教諭・学校栄養職員研修会(食物アレルギー情報共有)	神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会

年度	文部科学省	川崎市教育委員会		その他
		検討会・通知等	研修	
R 2	<p>3月 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》(日本学校保健会)</p> <p>5月 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」の送付について(依頼)</p>	<p>4月 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(令和元年度改訂)」の送付について(依頼)</p> <p>9月 「学校給食における食物アレルギー事故の防止について」(依頼)</p> <p>川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(令和3年1月開催)</p> <p>2月 「川崎市立学校におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への対応マニュアル」改訂</p>	<p>○食物アレルギー研修会:新型コロナウイルス感染症の影響により延期 →令和3年8月6日(金)実施予定 講師 昭和大医学部教授 今井孝成 氏</p> <p>○栄養教諭・学校栄養職員研修会(食物アレルギー情報共有)</p>	<p>神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会(オンライン開催)</p>
R 3		<p>6月 「学校給食における食物アレルギー事故の防止について」(依頼)</p> <p>9月 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の改訂版について(依頼)(新様式の管理指導表の配布)</p> <p>1月 「学校給食における食物アレルギー事故の防止の徹底及び速やかな報告について」</p> <p>2月 「令和4年度からのアレルギー対応資料について」(依頼)</p> <p>川崎市立学校におけるアレルギー疾患対策連絡調整会議(令和3年3月開催)</p>	<p>○食物アレルギー研修会 →令和3年8月6日(金)オンライン開催 講師 昭和大医学部教授 今井孝成 氏</p> <p>○栄養教諭・学校栄養職員研修会(食物アレルギー情報共有)(オンライン開催)</p>	<p>神奈川県アレルギー疾患対策講演会(オンライン開催)</p> <p>神奈川県食物アレルギー・緊急時対応研修会(集合・オンライン開催)</p>

令和3年度学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）が提出されている児童生徒

令和3年12月調査（単位：人）

小学校

区分\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援 学級	計	令和 2年度
食物アレルギー	324	262	237	240	205	191	52	1511	1488
アナフィラキシー	101	96	95	84	64	72	9	521	490
気管支ぜんそく	41	42	40	42	37	31	5	238	291

中学校

区分\学年	1年	2年	3年	特別支援 学級	計	令和 2年度
食物アレルギー	121	120	104	11	356	306
アナフィラキシー	29	32	29	3	93	103
気管支ぜんそく	30	24	18	0	72	108

高等学校（全日・定時制）

区分\学年	1年	2年	3年	4年	計	令和 2年度
食物アレルギー	25	28	28	2	84	47
アナフィラキシー	7	5	5	0	17	13
気管支ぜんそく	4	11	5	1	21	21

特別支援学校（分教室も含む）（学校生活管理指導表（食物アレルギー）提出者）

区分\学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	令和 2年度
幼稚部	0	0	0				0	0
小学部	1	3	0	1	2	1	8	9
中学部	3	1	0				4	3
高等部	5	2	1				8	5

令和3年度

1. 市立学校におけるアドレナリン自己注射薬(エピペン®)が処方されている児童生徒等調査のまとめ

1 調査校数

小学校	114 校
中学校	52 校
高等学校(全・定)	9 校
特別支援学校	4 校
合計	179 校

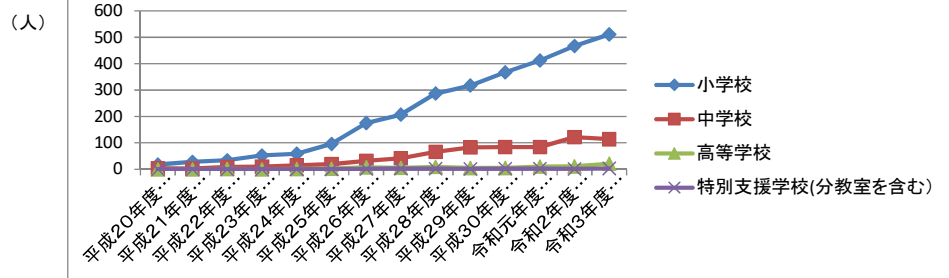
2 調査結果

(1) 校種・年度別エピペン®処方者のいる学校数

年度	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)
小学校	15	23	34	39	38	56	78	84	94	91	98	105	105	107
中学校	3	2	8	7	12	12	21	23	30	39	38	41	43	43
高等学校	0	0	1	0	1	1	4	4	4	4	4	6	5	5
特別支援学校(分教室を含む)	0	0	0	0	0	0	1	2	2	0	1	2	1	2
合計	18	25	43	46	51	69	104	113	130	134	141	154	154	157

(2) 年度別エピペン®処方者数

年度	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)
小学校	18	28	34	52	59	96	175	207	287	317	367	412	467	511
中学校	4	3	8	10	15	19	32	42	66	83	84	84	122	114
高等学校	0	0	1	0	1	2	7	6	9	5	5	10	11	21
特別支援学校(分教室を含む)	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	2	2	1	3
合計	22	31	43	62	75	117	215	257	364	406	458	508	601	649



2. 市立学校給食における食物アレルギー対応の状況

(令和3年5月1日現在)

	完全給食 実施学校数	給食で対応している人数			
		児童・生徒数	除去食	情報提供のみ	弁当持参
小学校	114校	74,141人	489人	214人	74人
中学校	52校	29,974人	117人	115人	10人
特別支援学校	4校	631人	4人	2人	3人
合計	170校	104,746人	610人	331人	87人

(4) 災害関係

アレルギー対応の備蓄物資について

1 公的備蓄品目

緊急性があり、家屋が全壊、焼失により避難した市民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約 3 日間、必要不可欠な食料、生活必需品などを選定している。

※現在、指定避難所176か所に分散備蓄している。

2 アレルギー対応の備蓄物資状況

(1) アルファ化米

アレルギー特定原材料等 28 品目を含まない御飯を備蓄します。

【計画数量】 230, 250食

(2) 白粥(アルファ化米)

高齢者及び幼児用等向けに、アレルギー特定原材料等 28 品目を含まず、咀嚼しやすい、白粥を備蓄します。

【計画数量】 43, 150食

(3) 粉ミルク

乳幼児用として、アレルギー特定原材料等 3 品目(ミルク・卵・大豆)のアレルゲン性を低減した粉ミルクを備蓄します。

【計画数量】 656缶

(4) 簡易食料(クッキー)

災害当日の応急的食事用として、調理不要な簡易食料を備蓄します。

※アレルギー28品目を含まない製品については、本年度から購入予定。

【計画数量】 138, 000個

(5) 飲料水

発災直後の応急対策として、必要な飲料水を備蓄します。

【計画数量】 137, 832本

避難所運営におけるアレルギー対応について

1 初動期(災害発生当日～3日目程度)

○ 避難者の受付(入所手続き)(情報広報班)

避難者に被災世帯登録票を記入してもらう

その際、高齢者、障害者、アレルギー疾患など、避難生活で特に配慮を要することがあるかを確認する。別紙2参照

○ 事前確認(食料班)

- ・ 食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べることのできない食材などがある方のために、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの(別紙3参照)を参照し、避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかる献立表を用意する。
- ・ 避難者等が個人で使う薬に関する要望は、保護救護班を通じ、市職員へ伝える。

○ 保管(食料班)

配布した食料や飲料水、物資は、管理簿により在庫管理する。

※アレルギー対応食品は、他の食品と必ず分けて保管する。

○ ペットの受け入れ(環境衛生班)

ペットは、アレルギーや感染症予防のため、避難者が生活する場所とは別の場所に受け入れ、動線が交わらないよう注意する。

2 展開期(4日目～1週間程度)

○ 要配慮者への情報提供(保護救護班)

病気やアレルギーなどがあるため、食事や物資、衛生環境を利用する際、特別な配慮が必要な方がいることを理解し、接し方の注意や生活上の支援などで協力してもらうよう周知する。

○ 食料・物資の配給時の個別対応(保護救護班)

食料班と連携し、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないものを参考に、本人や家族からの意見を踏まえ、避難所での食料の提供方法や、原材料表示の仕方、使用した食材がわかる献立表の作り方などのより良い方法を検討する。

○ 配給(食料班)

・配給の注意事項

保護救護班と連携し、食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないものも参考に、食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べられない食材がある方などについて、事前に必ず確認する。

・個別対応が必要な物資などの配給

アレルギー対応の食料、生理用品、紙おむつなど、使用者が限られる(特定される)物資は、その方が配給を受けやすい場所や方法などを関係する運用班と連携して決める。

○ 炊き出し(食料班)

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないものを参考に献立を検討し、調理の際も工夫する。

また避難所で提供する食料の原材料表示や、使用した食材がわかる献立表を提示する。

あなた任せを、みんな任せに。



川崎市避難所運営マニュアル

避難所運営の4つの原則

まずは、避難所を運営する際を守るべきルールを理解し、円滑な運営を目指しましょう。

- 原則1** 避難所とは、避難が必要な方（避難者）を一時的に受け入れる施設です
- 原則2** 避難所とは、避難者の必要最低限の生活を支援する施設です
- 原則3** 避難所では、自助・共助（互助）・公助により、適切な運営を目指します
- 原則4** 避難所には、定期的な事前協議による「顔の見える関係」が大切です

避難所開設の4つの手順

避難所は、開設する時が最も重要です。避難者の安全や混乱防止のため、手順を守りましょう。

- 手順1** 安全確認が完了するまで、避難者には安全な場所に待機してもらおう
- 手順2** 避難所となる建物や設備の安全確認を行う
- 手順3** 避難者の受け入れ場所を決める
- 手順4** 避難者を受け入れる

避難所運営で重要となる7つの取組

初動期（避難所開設 — 発災3日後）

取組1 物資の配給を検討する

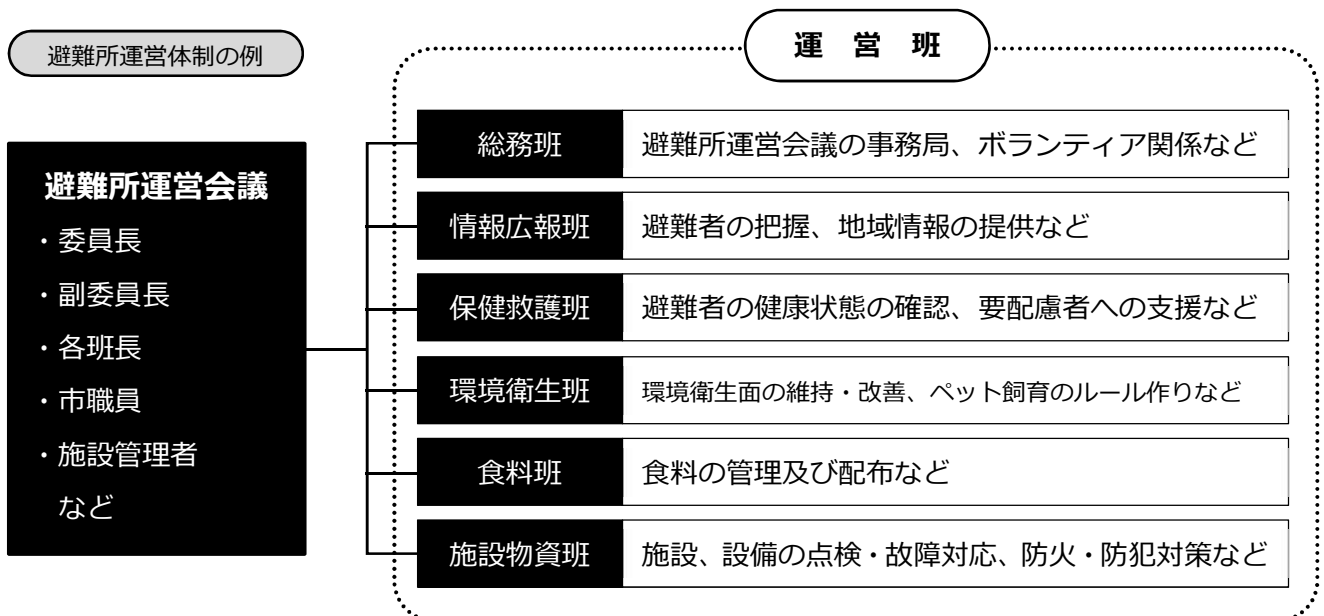
取組2 区本部に定期連絡を行う

取組3 避難者名簿を作成する

取組4 避難者のチーム分けを行う

展開期（発災4日後 — 1週間）

取組5 避難所の運営体制を整える



安定期／統合・閉鎖期（発災1週間以後）

取組6 多様化する避難者のニーズに対応する

取組7 避難所の閉鎖や統合に伴う協力をする

被災世帯登録票

No. _____

被災世帯調べ		記載日時： _____年__月__日 __時__分				
※ 必要事項を記入するか、該当箇所の□に“チェック (✓)”又は“○”をつけてください。						
自宅の被災状況	建物 ：□全壊 □半壊 □一部破損 □全焼 □半焼 □床上浸水 □被害なし ライフライン ：□断水 □停電 □ガス停止 □その他 (_____)					
自宅住所	〒 _____ 区 _____					
電話番号	(固定電話)		(携帯電話)			
避難場所	<input type="checkbox"/> 避難所 _____ 避難所名 _____ 避難所 <input type="checkbox"/> 避難所外 □自宅 □その他 (_____)					
世帯の状況 (同居中の世帯全員の現況を記入してください。)						
No.	(ふりがな) 氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	その他の状況 (同行の有無(旅行で不在等) 負傷、疾病の状況、障害等級、アレルギーの有無等の詳細を記入)
1	(_____)	世帯主		大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		
	安否確認への対応		<input type="checkbox"/> 公開に同意する (公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない (非公開)			
2	(_____)			大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		
	安否確認への対応		<input type="checkbox"/> 公開に同意する (公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない (非公開)			
3	(_____)			大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		
	安否確認への対応		<input type="checkbox"/> 公開に同意する (公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない (非公開)			
4	(_____)			大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		
	安否確認への対応		<input type="checkbox"/> 公開に同意する (公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない (非公開)			
5	(_____)			大正・昭和・平成・西暦 年 月 日		
	安否確認への対応		<input type="checkbox"/> 公開に同意する (公開) <input type="checkbox"/> 公開に同意しない (非公開)			
ペットの状況		<input type="checkbox"/> 有 → 「避難所入所ペット届出用紙」(様式 13-1) の記入へ <input type="checkbox"/> 無				
運営に協力できること(特技、資格など)		該当者 No. _____				
・本情報は、食料や物資の配給、健康管理などの支援を行うため、避難所運営のために必要最低限の範囲で共有します。また、被災者支援のために作成する「被災者台帳」にも利用します。 ・安否の問合せがあった場合に、氏名及び住所(●●区▲▲丁目まで)を公開(掲示等を含む)してよいか必ず記入してください。 ・災害時要援護者避難支援登録制度に登録している方は、Noを○で囲ってください。						
内容確認欄 (避難所の市職員、又は自主防災組織の責任者等が確認) 確認者 (署名又は押印) _____						

自由メモ

食物アレルギーや宗教上の理由で食べられないもの

1 原材料の表示

(1) 表示するもの

・食物アレルギー（食品衛生法関連法令より）

必ず表示	卵、乳、小麦、落花生、えび、そば、かに
なるべく表示	いくら、キウイフルーツ、くるみ、大豆、バナナ、やまいも、カシューナッツ、もも、ごま、さば、さけ、いか、鶏肉、りんご、まつたけ、あわび、オレンジ、牛肉、ゼラチン、豚肉

・宗教上の理由などへの対応

宗教上の理由による食べ物の禁忌は、アレルギーと同様の取扱いが必要。

(多様な食文化・食習慣を有する外国人客への対応マニュアル(国土交通省総合政策局観光事業課)より)

ベジタリアン	肉全般、魚介全般、卵、一部ではあるが乳製品、一部ではあるが根菜・球根類などの地中の野菜、一部ではあるが五葷(ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ)
イスラム教徒	豚、アルコール、血液、宗教上の適切な処理が施されていない肉、うなぎ、いか、たこ、貝類、漬物などの発酵食品 <ハラール(HALAL)> ハラールとは、イスラムの教えで許された健全な商品や活動(サービス)全般のこと。ハラール認証を受けた食品もある。
仏教徒	一部ではあるが肉全般、一部ではあるが牛肉、一部ではあるが五葷(ニンニク、ニラ、ラッキョウ、玉ねぎ、アサツキ)
キリスト教	一部ではあるが肉全般、一部ではあるがアルコール類、コーヒー、紅茶、お茶、タバコ
ユダヤ教	豚、血液、いか、たこ、えび、かに、うなぎ、貝類、ウサギ、馬、宗教上の適切な処理が施されていない肉、乳製品と肉料理の組み合わせなど

(2) 表示のしかた

- ・ 加工食品、調味料、出汁などの原材料にも注意。
- ・ 各食材の原材料表示部分を切り取り掲示する。切り取りづらい場合はコピーする。

2 調理時の工夫や注意点

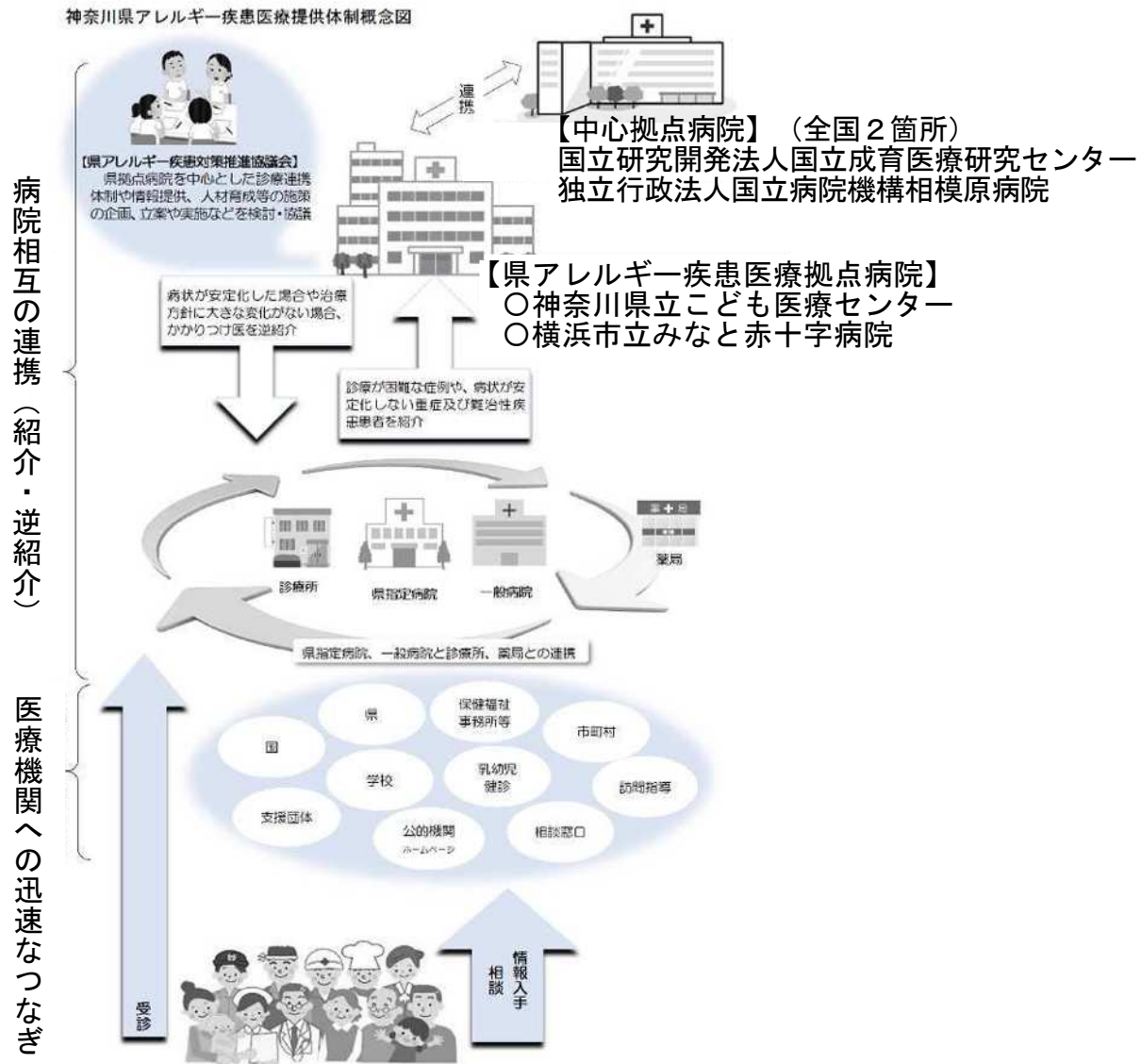
個別に対応が必要な方の家族には、可能な範囲で調理場の一部を開放し、自分たちで作ってもらう。

- ・ 調理の手順を決め、複数人で確認をする。
- ・ 調理台、食器を分ける。(食器は色で分けておく)
- ・ 鍋やフライパンなどの調理器具や食器、エプロンを使い回さない。

(5) アレルギー疾患医療における連携イメージ

第7章 安全・安心を支える保健医療の提供

図7-3-8 アレルギー疾患医療における連携のイメージ



出典：神奈川県アレルギー疾患対策推進計画（平成30年度～令和4年度）

キーワード(用語の説明)

「アレルギー疾患医療拠点病院」…

都道府県が選定するアレルギー疾患医療の拠点となる医療機関のこと。都道府県は、当該拠点病院と日々のアレルギー疾患診療を行っている診療所や一般病院との間の診療連携体制の整備を行うこととされ、当該拠点病院には、アレルギー疾患対策に基づき、「診療」・「情報提供」・「人材育成」・「研究」・「助言・支援」等の役割を担うことが求められています。

「県指定病院」…

地域のかかりつけ医と連携し、支援を行うアレルギー疾患治療の中核となる医療機関を二次保健医療圏ごとに県で指定した病院のこと。

（川崎北部）帝京大学医学部附属溝口病院、聖マリアンナ医科大学病院、市立多摩病院

（川崎南部）日本鋼管病院、関東労災病院、市立井田病院

(6) 県指定6病院へのアレルギー疾患対策に関するアンケート結果

県指定6病院への アレルギー疾患対策に関する アンケート結果

健康福祉局保健医療政策部環境保健担当
2022年7月7日 川崎市地域医療審議会 保健部会

アンケートの概要

【目的】

平成27年にアレルギー疾患対策基本法が施行され、平成30年、神奈川県において、アレルギー疾患対策基本計画に基づく拠点病院（神奈川県立こども医療センター、横浜市立みなと赤十字病院）が指定されるなど、アレルギー疾患に関する総合的な対策が進められており、本市においても、アレルギー疾患対策の現状を知る一助とするため調査する。

【調査病院】

日本鋼管病院・関東労災病院・市立井田病院
聖マリアンナ医科大学病院・帝京大学医学部付属溝口病院・市立多摩病院

【調査期間】

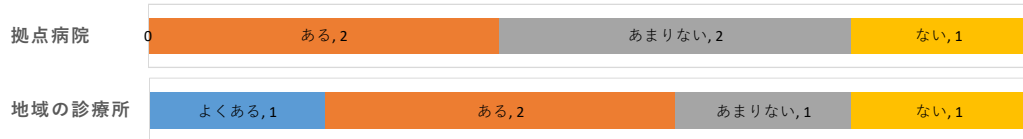
令和3年8月3日～令和3年8月20日

県アレルギー疾患医療拠点病院や地域の診療所との連携 (5病院)

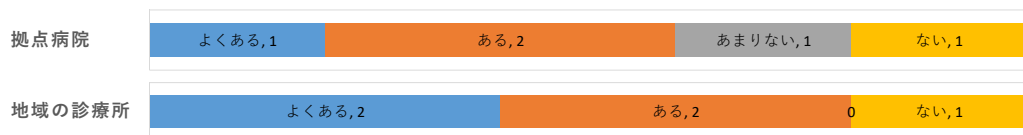
患者の紹介



患者の逆紹介

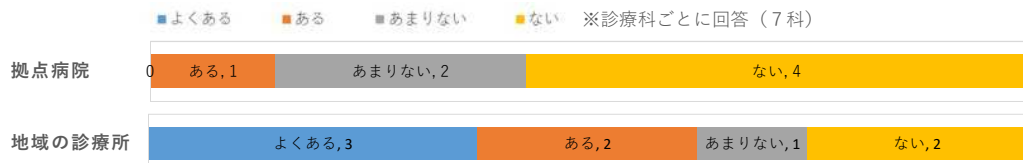


研修会・症例検討会等

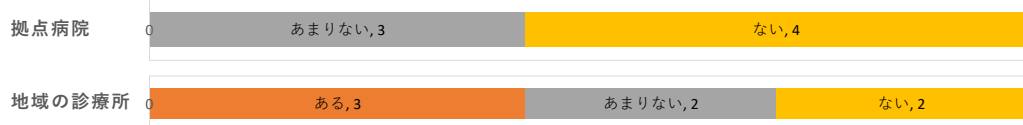


県アレルギー疾患医療拠点病院や地域の診療所との連携 (その他)

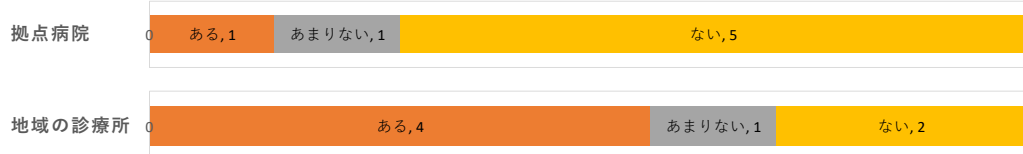
患者の紹介



患者の逆紹介



研修会・症例検討会等



県アレルギー疾患医療拠点病院や地域の診療所との連携における課題

各病院からの意見

- ・連携がないので会があれば参加したい。（B病院）
- ・コロナのため連携会が開催できない。（D病院）
- ・県拠点病院が遠方なため、紹介しにくい。
当科では成人のアレルギー疾患を治療しているため、みなと赤十字病院にしか紹介できない。（E病院）
- ・紹介・逆紹介を緊密に行うようにしている。
当院では主に成人を対象としているが、みなと赤十字病院と並行して受診を希望する患者あり。間質性肺疾患やアレルギー性肺疾患も多数診療しており、それらの紹介・逆紹介を緊密に行っている。（F病院）

医療の均てん化における課題

各病院からの意見

- ・専門医と一般医との患者のすみわけができてほしい。
専門医へは専門性の高い疾患のみ患者を診る形にすればいい。（B病院）
- ・病院連携の推進
アレルギー診療の情報開示（D病院）
- ・アレルギー専門医は内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の基本分野別に認定されているため、総合病院でなければアレルギー疾患医療提供が困難である。（E病院）
- ・食物アレルギーや化学物質過敏症の診断などアレルギー疾患の専門的診断を行う体制ができていない。
専門的診断（食物負荷試験等）については、一部症例で他院に依頼する場合あり。（F病院）

医療の均てん化につながる可能性のある 勉強会・研究会などの取組

各病院からの回答

- ・日本アレルギー学会及び研修会、総合アレルギー研修会、食物アレルギー研修会などに参加・登録。（F病院）

独自のアレルギー疾患対策

各病院からの回答

- ・皮膚科（アトピー外来）、耳鼻咽喉科（鼻・副鼻腔アレルギー外来）、リウマチ・膠原病・アレルギー内科（小児リウマチ移行期外来）については、アレルギーの既往があり、新型コロナワクチンの接種に不安のある患者さんの診療を行い、ワクチン接種の可否を判断。新型コロナワクチンに対するアレルギーが疑われる症例にワクチン成分による皮膚テストを実施。遺伝性血管性浮腫外来をしている。（A病院）
- ・小児科：アレルギー専門外来を月2回。
皮膚科：アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、重症薬疹について専門的な治療を実施。（C病院）
- ・（外来診療部門）アレルギー性皮膚炎（D病院）
- ・（外来診療部門及び外来診療以外の部門）
膠原病リウマチ疾患外来、内科・救急総合診療、呼吸器科外来緊密に連携して対応（F病院）

3 川崎市地域医療審議会・保健部会の開催状況

開催日	会議名	主な内容
令和4年 5月13日	令和4年度第1回 川崎市地域医療審議会	・アレルギー疾患対策の方向性について（諮問）
令和4年 6月17日	令和4年度第1回 川崎市地域医療審議会 保健部会	・諮問の趣旨について ・臨時委員からの情報提供
令和4年 7月7日	令和4年度第2回 川崎市地域医療審議会 保健部会	・川崎市におけるアレルギー疾患対策の取組状況について ・答申の骨子(案)について
令和4年 9月1日	令和4年度第3回 川崎市地域医療審議会 保健部会	・答申（たたき台）について
令和4年 10月27日	令和4年度第4回 川崎市地域医療審議会 保健部会	・答申（案）について
令和4年 11月17日	令和4年度第2回 川崎市地域医療審議会	・アレルギー疾患対策の方向性について（答申）案

4 川崎市地域医療審議会 委員名簿

令和4年11月1日現在

	氏 名	役 職 等	備 考
1	明石 勝也	川崎市病院協会副会長	
2	新井 理之	川崎市医師会副会長	
3	荒木田 美香子	川崎市立看護大学副学長	学識経験者
4	伊藤 啓	川崎市薬剤師会副会長	
5	内海 通	川崎市病院協会会長	
6	太田 史一	川崎市救急告示医療機関協会会長	
7	岡野 敏明	川崎市医師会会長	会長
8	金子 弘之	川崎市薬剤師会会長	
9	小山 國正	川崎地域連合副議長	被保険者代表
10	今 富子	川崎市社会福祉協議会理事	
11	櫻木 睦子		公募委員
12	関口 博仁	川崎市医師会副会長	
13	谷合 信彦	日本医科大学教授（日本医科大学武蔵小杉病院長）	学識経験者
14	寺澤 孝興	川崎市歯科医師会副会長	
15	中川 潔	川崎市全町内会連合会副会長	
16	野口 肇	川崎市医師会副会長	
17	原田 俊隆	川崎市医師会理事	
18	堀田 彰恵	川崎市看護協会会長	
19	松山 知明	川崎市歯科医師会会長	副会長
20	吉田 基一	川崎市工業団体連合会会長	

5 川崎市地域医療審議会 保健部会 委員名簿

	氏 名	役 職 等	備 考
1	荒木田 美香子	川崎市立看護大学副学長	
2	内海 通	川崎市病院協会会長	
3	海老澤 元宏	独立行政法人国立病院機構 相模原病院臨床研究センター長	臨時委員
4	今 富子	川崎市社会福祉協議会理事	
5	櫻木 睦子	市民公募委員	
6	関口 博仁	川崎市医師会副会長	部会長
7	園部 まり子	アレルギーを考える母の会代表	臨時委員
8	寺澤 孝興	川崎市歯科医師会副会長	

※臨時委員任期：令和4年5月13日から令和4年10月27日まで

(50音順、敬称略)